

四日市市調達公告

(390)

下記の工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号)第23条の規定に基づき公告する。

平成18年1月25日

四日市市長 井上 哲夫

工事名	道路後退用地整備工事(南部)その2		工事担当課	市街地整備・公園課
工事場所	四日市市 桜・川島・四郷・内部・小山田・水沢 地区			
工事概要	実施要領、単価表等を参照のこと。			
工期	契約の日 から 平成18年6月30日 まで 又は総支払限度額に達した日まで			
参加資格に関する事項	業種	土木一式		
	対象ランク又は総合点	D及びE ランク		
	建設業の許可	一般も可		
	住所要件	求める 市内の以下に示すいずれかの地区に本店を有する者 楠・中部・常磐・日永・四郷・内部・塩浜・小山田・川島・桜・河原田・水沢地区		
	現場代理人	国家資格者又は実務経験者	適正配置できる者	
	主任技術者又は監理技術者	国家資格者又は実務経験者	適正配置できる者	
	平成17年度四日市市入札参加資格者名簿(経営事項審査の審査基準日が平成15年10月1日から平成16年9月30日まで)における事項			
入札参加資格確認申請書の提出期限、場所	期限	平成18年1月30日 月曜日 午後4時まで		
	場所	四日市市役所 税務理財部 調達契約課		
設計図書等の閲覧期間、場所	期間	本公告日から 平成18年2月9日 まで		
	場所	四日市市役所 税務理財部 調達契約課		
設計図書等に対する質問	平成18年1月30日 までに書面により申し出ることができる。 回答は 平成18年2月2日 以降調達契約課において供覧する。			
設計図書等の購入期間、場所	期間	本公告日から 平成18年2月3日 まで		
	場所	有限会社エファット 四日市市諏訪町7-15 電話 0593-59-6867		
入札参加資格の確認結果通知等	入札参加資格の無い者のみ、平成18年2月2日 に電話により連絡する。 なお、参加資格の有ると認められた者は連絡しない。			
入札方法	郵便による入札(一般書留・簡易書留・配達記録郵便のいずれかに限る)			
入札書の郵送提出先	〒510-8799 四日市郵便局留 四日市市役所調達契約課行			
入札書の郵送期間	平成18年2月2日 木曜日 から 平成18年2月8日 水曜日 必着			
入札(開札)日時	平成18年2月10日 金曜日 午後 1 時 30 分			
入札(開札)場所	四日市市役所 税務理財部 調達契約課 3階 第1入札室			
支払条件	前払金 無 部分払 有			
予定価格(税抜)	¥1,255,000	当価格より高い入札は落札外とする。		
最低制限価格	有(上記予定価格の 80.00 %から 82.99 %においてくじにより決定)			当価格より低い入札は落札外とする。
その他	本一般競争入札の実施については、「平成17年度に実施する一般競争入札について必要な事項」(平成17年四日市市告示第410号)のとおりとする。			

四日市市一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

四日市市長 井上 哲夫 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

平成18年1月25日 付けで入札公告のありました、下記の建設工事に係る競争に参加する資格について、
確認されたく申請します。なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

公告番号	390		
工事名	道路後退用地整備工事(南部)その2		
工事場所	四日市市 桜・川島・四郷・内部・小山田・水沢 地区		
参加条件	業種	土木一式	
	対象ランク又は総合点	D及びE ランク	
		楠・中部・常磐・日永・四郷・内部・塩浜・小山田・川島・桜・河原田・水沢地区	
配置 予 定 の 技 術 者 等	現場代理人	氏名	生年 月日
		現住所	
		資格又は経験年数	
		(予備)氏名	生年 月日
		現住所	
		資格又は経験年数	
		主任技術者 又は監理技術者	氏名
	現住所		
	資格又は経験年数		
	監理技術者資格者証番号		
	(予備)氏名		生年 月日
	現住所		
	資格又は経験年数		
		監理技術者資格者証番号	

受付日時	月 日 時 分
受付番号	

設計図書等購入申込書

有限会社エファット 様

四日市市発注の下記工事の設計図書等の購入を申し込みます。

公告番号	390
工事名	道路後退用地整備工事(南部)その2
工事場所	四日市市 桜・川島・四郷・内部・小山田・水沢 地区

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名

道路後退用地整備工事実施要領

1. 工期

契約の日から「平成18年6月30日」または「指示金額の合計が総支払い限度額に達した日の指示工期満了の日」のいずれか早い日までとする。

ただし、工事の指示は前期の契約の指示金額が限度額を超えた日（工事を指示した日）以降とする。

2. 工事場所

四日市市 桜・川島・四郷・内部・小山田・水沢 地区

3. 契約方法

1) 別紙「道路後退用地整備工事 工種・単価表」の合計金額を競争入札する。

2) 工種・単価表の合計金額の落札金額と各工種の構成比率の積により各工種の単価（円未満切捨て）を決定する。

ただし、下記の場合は工事場所内の道路後退用地整備工事を落札業者以外の業者に請負わせる場合がある。その場合においても単価請負契約の設計工種単価を超えて請負わずことはできない。

道路後退敷地の建築工事、外構工事（以下「建築工事等」と言う。）が道路後退用地整備工事と競合重複するため、建築工事等の請負業者に発注する場合
道路後退用地整備工事の施工箇所で道路工事（上下水道工事、ガス管布設工事も含む。）が行われているため、その道路工事の請負業者に発注する場合
その他、特に市長が必要と認めた場合

4. 契約書等

道路後退用地整備工事請負契約書にて行う。

5. 工事の着手

請負者は、工事契約締結後、速やかに工事着手届（四日市市工事執行規則第15条第9号様式）を市長に提出すること。

6. 実施方法

1) 工事の指示は工事指示書（様式2）により行う。

2) 請負者は関係法令を遵守し、法令に基づく所要の手続きを行うこと。

また、手続きに要する費用は工事实績報告書（兼請求明細書）（様式1）提出時に領収書（原本）を添付することにより支払い時に精算するものとする。

3) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。

7. 工事の完成

1) 請負者は、一つの指示工事が完成する毎に指示工事完成届（様式3）を遅滞なく市長に提出すること。

2) 請負者は、工事の全てが完成したときは、速やかに工事完成届（四日市市工事執行規則第35条第11号様式）を市長に提出すること。

8. 確認および検査

1) 指示工事完成届が提出されたら監督職員は遅滞なく現場確認を行うものとする。

2) 検査は、市長が命じた者が行うものとする。

9. 発注規模

1) 限度額

指示工事一件一現場当たりの限度額は原則として50万円未満とする。

ただし、現場の都合により限度額を80万円とする場合がある。

一つの道路後退用地整備工事請負契約の総支払い限度額は400万円とする。

なお、およびにおいて、設計変更に伴う限度額の増額は20%増を上限とする。

2) 請求

支払い請求は工事实績報告書（兼請求明細書）に基づき行うものとする。

ただし、工事实績報告書の合計額は千円止めとし、その額に消費税相当額（5%）を加算して支払うものとする。